

令和7年度運営指導状況について

資料6-1

No.	サービス種別	項目	事例	指導内容
1	地域密着型 通所介護	運営に関する基準	事故発生時の対応 事故対応マニュアル等様式が整備されていない	マニュアルや記録様式等を整備すること
2		運営に関する基準	指定居宅介護支援の具体的な取り扱い方針 指定居宅サービス事業者等から個別サービス計画の提供を受けていない案件が確認された	基準に基づき改善すること
3		運営に関する基準	虐待の防止 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を確認できる書類が確認できなかった。	基準に基づき担当者を定めること
4		運営に関する基準	秘密保持等 老健施設の入退所を繰り返していた利用者から2回目以降の契約時に個人情報同意書を得ている記録が確認できなかった	基準に基づき改善すること
5		運営に関する基準	感染症の予防及びまん延防止のための措置 感染症の予防及びまん延防止のための訓練の実施が確認できなかった。	必要な措置を講じること
6	地域密着型 通所介護	運営に関する基準	居宅サービスの対価に係る医療費控除の取り扱い 領収書に記載された医療費控除額に誤りがある	早急に修正すること。
7	小規模多機能型居宅介護事業所	運営に関する基準	業務継続計画の策定等 研修及び訓練の必要回数が満たされていない	定期的を実施すること
8		加算について	介護職員等処遇改善加算 職場環境等の改善に係る取り組みが公表されていない	速やかに公表すること。
9	認知症対応型共同生活介護	運営に関する基準	業務継続計画の策定等 研修及び訓練の必要回数が満たされていない	定期的に実施すること
10		運営に関する基準	地域との連携 運営推進会議の公表が確認できなかった	速やかに公表すること。
11		運営に関する基準	指定居宅介護支援の具体的な取り扱い サービス担当者会議の記録が残されていないケースが多く見受けられた	適切な対応を行うこと。
12	認知症対応型共同生活介護	加算について	口腔衛生管理体制加算 口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていない	速やかに計画の作成及び過誤調整を行うこと
13		加算について	介護職員等処遇改善加算 職場環境等の改善に係る取り組みが公表されていない	速やかに公表すること。

その他注意事項

※「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）が定められておりますので、基準を満たしているかどうか、今一度ご確認をお願いいたします。